©南裕子＆大阪企業法務研究会 2018

第 363 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 9 月 15 日（土曜日）　10：00～
報告者：南　裕子（積水化学工業、弁護士）
テーマ：イビデン判決が内部通報の運用実務に与える影響
報告者コメント：本判決は、グループ内部通報制度の運用に携わる担当者として、特に第三者からの通報案件の対応を再考するきかっけになりました。　時間があれば、2019 年度以降始まる第三者認証制度にも触れたいと思います。

報告概要：
１．はじめに
・会社法上：法令遵守体制および内部統制システムの一環（会社 362 条 4 項 6 号参照）

２．イビデン判決
最判平成 30・2・15 裁判所ウエブサイト、名古屋高判平成 28・7・20 労判 1157 号 63 頁
（１）事案の概要
元派遣社員（派遣元も派遣先もイビデンのグループ）に対するセクハラ事案
（２）内部通報制度
（３）原告元派遣社員による請求
（４）各審級における判断
（５）親会社イビデンに関する当事者の主張と判断
高　裁＝自ら負担することを宣明した安全配慮義務に違反
最高裁＝指揮命令下になく、安全配慮義務を負わない。一方、グループの相談窓口はグループ会社の従業員等からの相談に相応の対応をすることを努めることが想定されていたので、信義則上の義務を負う場合がある（判決では否定）。

３．検討
最判の信義則上の義務の存否の考慮要素
①労働者による「申出の具体的状況」
→「被害者を受けた従業員等」の相談の申出
→相応の対応をするように努めることが想定
②「体制として整備された仕組みの内容」
→調査の方法、調査の対象、対応方針の決定権者がどのように整備されているか等
→社内規定上の対応が必要？
③「申し出にかかわる相談の内容」
→相談対象の職務関連性等

４．内部通報制度に関する認証制度について
（１）目的
平成 28 年 12 月 9 日消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」が前提
（２）予定
2018 年　自己適合宣言制度
2019 年　第三者認定制度

以　　上